

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設の臨時休館対応の経過について

- ◆ 令和2年2月19日（水）
【公民館】公民館まつりの全地区中止を決定。
(2/22・23 町民センター、2/29・3/1 北部文化福祉会館、3/7・8 南部文化福祉会館)

令和2年2月27日（木） 政府による学校の臨時休校要請

- ◆ 令和2年3月2日（月）
【公民館】指定管理者と協議し、臨時休館決定。全公民館を3月3日（火）から3月15日（日）まで臨時休館。窓口・電話受付は対応。

【図書館】指定管理者と協議し、臨時休館決定。総合図書館は3月5日（木）から3月15日（日）まで臨時休館。利用できるサービスをインターネット予約による資料の受け渡し、資料の返却に限定し、1階カウンターで対応。（対応時間は午前9時から午後5時まで）図書館北部・南部分室は公民館の臨時休館期間と合わせて3月3日から休館。すべてのサービスを休止。

【文化財学習センター】3月3日（火）から3月15日（日）まで臨時休館。

※臨時休館中はすべての施設で講座・イベントを中止。

- ◆ 令和2年3月12日（木）
【公民館・図書館】各施設の臨時休館を3月31日（火）まで延長することを決定。インターネットによる周知だけでは認知されていないとの町民からの意見もあり、町掲示板30か所に臨時休館周知ポスター掲示。各施設の臨時休館中は講座・イベントをすべて中止。
- ◆ 令和2年3月27日（金）
【公民館・図書館】各施設の臨時休館を4月30日（木）まで再延長することを決定。HP更新、町掲示板へポスター掲示（2回目）。各施設の臨時休館中は講座・イベントをすべて中止。

令和2年4月7日（火） 政府による緊急事態宣言発令

- ◆ 令和2年4月9日（木）
【公民館・図書館】各施設の臨時休館を5月6日（水）まで再々延長することを決定。HP更新、町掲示板へポスター掲示（3回目）。町主催の講座等は5月31日まで中止、イベントは8月31日まで中止を決定。

令和2年4月10日（金） 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（発表）

措置期間：4月7日（火）から5月6日（水）まで

■県民の外出の自粛の協力要請

■神奈川県方針に施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）

基本的に休止を要請する施設

- ・集会・展示施設…集会場、公会堂、展示場
- ・床面積1000㎡以上の美術館、博物館、図書館

（裏面続く）

◆ 令和2年4月13日（月）

【図書館】神奈川県方針の図書館の休業要請により、総合図書館の臨時休館中の対応を4月18日（土）以降は予約資料の受け渡し、返却を含む来館につながる利用者サービスを全て休止。電話の問い合わせのみ対応へ変更。

◆ 令和2年4月28日（火）

【公民館】臨時休館を5月31日（日）まで再々延長することを決定。
町民センターはホールのみは8月31日（月）まで貸出中止。

【図書館】5月31日（日）まで完全休館対応を延長。（電話の問い合わせは対応）

※各施設の再々延長についてHP更新、町掲示板へポスター掲示（4回目）

※各施設主催のイベント・講座等は8月31日まで中止を決定。

令和2年5月5日（火） 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（発表）

措置期間：4月7日から5月31日まで延長

■県民の外出の自粛の協力要請

■神奈川県方針に施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）

基本的に休止を要請する施設

・集会・展示施設…集会場、公会堂、展示場

・床面積1000㎡以上の美術館、博物館、図書館

令和2年5月14日（木） 社会教育施設のガイドライン公表

■公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公民館連合会）

■図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人日本図書館協会）

◆ 令和2年6月以降の対応（予定）

【公民館・図書館】各施設のガイドラインを参酌し、現場の対応方針を作成し、6月から一部再開を検討。